

別記

院内助産・助産師外来設置促進支援事業

※ 1、2の併用又は2の補助は可能とし、1のみの補助は不可

事業区分	事業内容	補助対象経費	補助率	補助基準額	対象医療機関
1 助産師技術支援	<p>既院内助産等設置病院及び周産期母子医療センターの助産師から、緊急時における判断・報告基準など医師との連携に関する技術支援及び院内助産等設置にかかる開設準備に向けた支援</p>	<p>・ 院内助産等の設置に係る開設準備として助産師への技術指導を専任で行う助産師の人件費</p> <p>・ 人件費は、基本給、住宅手当、通勤手当等の諸手当及び賞与のほか、法定福利費（※）に限る</p> <p>※法定福利費：労働者災害保険法、雇用保険法、厚生年金保険法等に基づいて、事業者が負担する社会保険料等</p>	1/2	<p>・ 1事業者あたりの補助基準上限額は年6,000千円とする。</p> <p>・ 技術支援の助産師は、年度途中で交替することは可能であるが、1事業所あたりの補助基準額の上限内となる。</p> <p>・ 技術支援期間は3ヶ月以上とする。</p> <p><補助対象経費算出基準> 6,000千円×1/12×技術支援に要した月数</p>	<p>翌年度までに院内助産または助産師外来の設置を目指し、かつ下記の要件に相当する医療機関</p> <p>(1)院内助産 近接に分娩取扱施設がない又は少なく、地域の多くの妊産婦が集中している医療機関</p> <p>(2)助産師外来 産科医師が少ない又は不足しており、分娩受け入れが困難な医療機関</p>
2 院内体制構築支援	<p>既院内助産等設置病院の医師等から、院内助産等の有用性や助産師との役割分担・手順策定等の助言を受け、産科医師等の理解・協力の促進及び病院方針決定に向けた支援</p>	<p>院内医師の理解・方針決定、運営規程や評価に対して助言を行う医師等の派遣経費（報償費、旅費、需用費、役務費等）</p>		<p>・ 1事業者あたり補助基準額は500千円</p> <p>・ 当事業推進のための院内検討会を設置すること</p>	